

令和8年度

市民活動団体を支援します！

べっぴの未来まちづくり支援補助金 申請団体募集

別府市では、協働のまちづくりを推進するため、地域の課題解決に向けて公益的な活動を行うNPO法人や学生団体も含めた市民活動団体を支援します。

申請期間 令和8年4月1日(水)～4月30日(木)

締切日近くは申請が混み合いますので、早めの相談・申請をお願いいたします。

部門	補助金額	補助率	対象団体	対象経費
NPO活動推進	上限 30万円	3/4 以内	NPO法人	<ul style="list-style-type: none">・団体の組織強化又は人材育成に要する経費・団体の中間支援活動に要する経費
市民活動推進	上限 10万円	10/10 以内	市民活動団体 (学生団体含む)	<ul style="list-style-type: none">・団体の市民活動の準備に要する経費・団体の運営に要する経費・団体の市民活動に要する経費

【対象活動】

地域の課題解決に向けた公益的な活動であって、特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下の20項目）です。

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 2 社会教育の推進を図る活動 | 13 子どもの健全育成を図る活動 |
| 3 まちづくりの推進を図る活動 | 14 情報化社会の発展を図る活動 |
| 4 観光の振興を図る活動 | 15 科学技術の振興を図る活動 |
| 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | 16 経済活動の活性化を図る活動 |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 7 環境の保全を図る活動 | 18 消費者の保護を図る活動 |
| 8 災害救援活動 | 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 9 地域安全活動 | 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
| 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | |
| 11 国際協力の活動 | |

【対象団体】

部 門	対象団体の要件
NPO活動推進	次の要件を全て満たす特定非営利活動法人（NPO法人） (1) 事務所が市内にあり、市内で市民活動を行っていること (2) 5人以上の会員で構成されていること (3) 法人やその構成員が、暴力団等と無関係であること (4) 政治活動や宗教活動を目的としないものであること
市民活動推進	次の要件を全て満たす市民活動団体（NPO法人含む） (1) 市内で市民活動を行っている、又は行おうとしていること (2) 市内を活動の拠点とし、5人以上の会員で構成されていること (3) 規約などを有し、責任者が明確であること (4) 営利を目的としていないこと (5) 団体やその構成員が、暴力団等と無関係であること (6) 政治活動や宗教活動を目的としないものであること (7) (1) から (6) までの要件を全て満たす市内の学生団体で、市内に所在する大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校等に在籍する学生により構成された団体

【審査方法】書類審査（非公開）

【実施スケジュール（予定）】

申請	4月1日（水）～4月30日（木）
書類審査	5月下旬～6月上旬
補助金交付決定	6月中旬
活動期間	交付決定の日～令和9年3月31日
実績報告	活動完了後1か月以内（3月31日最終）



【申請方法】

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、別府市役所自治連携課に提出してください。
※申請書は自治連携課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

別府市 市長公室 自治連携課（別府市役所2階）
電話 0977-21-1125
FAX 0977-26-4475
E-mail aup-pf@city.beppu.lg.jp

詳細は、募集要項をご覧ください。
募集要項は市ホームページに掲載するとともに、別府市役所2階自治連携課に置いています。